

## 津波避難施設等整備特別対策起債償還費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 津波避難施設等整備特別対策起債償還費補助金（以下「本補助金」という。）

の交付については、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 本補助金は、津波避難施設等整備特別対策事業費補助金において交付決定を受けた市町村に対し、経費の一部について補助金を交付することにより、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害を軽減するための防災・減災対策を早期かつ着実に進めることを目的とする。

### (補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象とする事業(以下、「補助対象事業」という。)は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第12条に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて市町村が実施する津波避難対策緊急事業に対し、公共事業等債を充当した施設等整備事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、第3条の事業で発行した公共事業等債の当該償還年度の元利償還金(交付税措置額を除く。)とし、国の交付金決定額に基づく算定対象経費の20分の3以内の額とする。

### (補助金の額)

第5条 本補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

### (補助金の交付の申請)

第6条 市町村は、本補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書(総務第1号様式(平成25年北海道告示第10329-8号による様式をいう。以下総務部様式について同じ。))に規則第3条に基づき補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率の告示(以下「事業告示」という。)に定める関係書類を添付して、別に定める日までに知事に提出するものとする。

### (補助金の交付の決定)

第7条 知事は、本補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定をするものとする。

### (変更等の承認)

第8条 繰上償還や借換債を起こす場合など当初の公共事業等債の状態を変更し、当該公共事業等債の償還内容又は補助金の額に変更が生じる場合は、知事に対し、速やかに補助事業等変更承認申請書(総務第9号様式)を提出するものとする。

### (申請の取下げ)

第9条 本補助金の交付申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受理した日から10日以内に補助金等交付申請取下書(総務第10号様式)を知事に提出しなければな

らない。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第10条 市町村は補助対象事業が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から30日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書(総務第16号様式)に事業告示に定める関係書類を添付して、知事に提出するものとする。

この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、知事の承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、令和6年3月6日から施行する。
- 2 この要綱による補助対象事業は、令和5年3月中に内閣総理大臣から同意を得た津波避難対策緊急事業計画に基づく事業から適用する。